

(令和 5 年度第 7 回沖縄県環境影響評価審査会資料)

○ 産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業に係る事後調査報告書について

- (1) 事業概要 1
- (2) 環境影響評価の手續の状況 3

産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業の概要

- 1 事業名 産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業
- 2 事業者名 株式会社倉敷 代表取締役 南 秀樹
- 3 事業実施区域 沖縄市池原内
- 4 事業目的※ 株式会社倉敷では、沖縄県内全域から排出される産業廃棄物を破砕、選別処理後に埋立処分や焼却処理をしているが、株式会社倉敷の最終処分場においては、令和3年度に管理型最終処分場が開業する前までは、残余容量が逼迫し、焼却処理施設等の整備による改善対策が急務であったことから、本事業を推進するものであった。
令和3年度に管理型最終処分場の開業によって処分場の残余容量に余裕は出来たが、今後は対象事業実施区域にフレコンバックにて貯留していた廃棄物について処理する必要があることから、継続して本事業を推進するものである。
※事後調査報告書記載内容のとおり

5 施設規模等

- 事業種 : 廃棄物処理施設（産業廃棄物焼却施設）の設置の事業
処理方式 : 焼却・溶融方式 スラッグ排出型ロータリーキルン
処理対象物 : 沖縄市池原に貯留している廃棄物
(木材、紙類、布類、プラスチック、土砂、ガラス、陶磁器、金属)
施設規模 : 200トン/日

6 環境影響評価の手續等の経緯

(1) 方法書手續

- | | |
|-------------|---|
| 平成19年 4月25日 | 環境影響評価方法書の県への送付 |
| 4月26日 | 方法書の公告・縦覧（～5月30日まで） |
| 5月18日 | 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問 |
| 6月13日 | 住民等の意見書の提出期限
※住民等：環境保全の見地から意見を有する者（地域限定なし） |
| 10月26日 | 住民等意見概要書の県への送付 |
| 12月20日 | 沖縄県環境影響評価審査会より答申 |
| 12月25日 | 方法書に対する知事意見の提出 |

(2) 準備書手續

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 平成21年12月15日 | 環境影響評価準備書の県への送付 |
| 12月16日 | 準備書の公告・縦覧（～平成22年1月22日まで） |
| 12月24日 | 説明会の開催 |
| 平成22年 2月 5日 | 住民等の意見書の提出期限 |
| 2月25日 | 住民等意見概要書の県への送付 |
| 3月17日 | 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問 |
| 6月16日 | 沖縄県環境影響評価審査会より答申 |
| 6月24日 | 準備書に対する知事意見の提出 |

(3) 評価書手続

平成22年 9月15日	環境影響評価書の県への送付
9月24日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
10月22日	沖縄県環境影響評価審査会より答申
10月27日	評価書に対する知事意見の提出
11月22日	補正評価書の県への送付
11月24日	補正評価書の公告・縦覧（～平成22年12月24日まで）

(4) 事後調査手続

平成25年 1月10日	工事着手
10月29日	事後調査報告書（工事中・1回目）の県への提出
11月13日	工事完了
12月22日	工事完了届出
平成27年 1月22日	事後調査報告書に対する環境保全措置要求の送付
2月	供用開始
平成29年 4月19日	条例第56条の規定に基づく報告徴収
平成31年 1月24日	条例第28条第1項の規定に基づき、対象事業引継通知書の送付 （対象事業の実施及び事後調査を（株）倉敷環境から（株）倉敷へ引継）
令和2年 8月28日	事後調査報告書（供用後・1回目）の県への提出
9月3日	沖縄県環境影響評価審査会への諮問
令和3年 2月25日	沖縄県環境影響評価審査会より答申
3月12日	事後調査報告書に対する環境保全措置要求の送付
令和4年 9月6日	事後調査報告書（供用後・2回目）の県への提出
9月8日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
10月24日	沖縄県環境影響評価審査会より答申
11月18日	事後調査報告書に対する環境保全措置要求の送付
令和5年11月8日	事後調査報告書（供用後・3回目）の県への提出
11月9日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問

産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業の環境アセスメントに関する流れ



